

法人税関係の申請・届出様式の改正

Q : 法人税関係の申請書などが改正になったようですが、どのようなものが改正になったのですか？

A : 次のようなものが改正になっています。

【解説】

国税庁は、さきごろ、「法人税関係の申請・届出等の様式の制定について」の一部改正を公表しました。

主なものには、次のようなものが改正になっています。

- ・ 事前確定届出給与に関する変更届出書
- ・ 変更後の事前確定届出給与等の状況を記載する付表
- ・ 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書
- ・ 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書
- ・ 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

源泉徴収関係の電子提出制度は、平成19年度の改正で創設された制度ですが、申請書類の整備のほか、税務署長が承認しなかった場合の文書の様式その他不服申し立て等に関する注書きなども、記載要領に付されています。

また、減価償却資産の償却方法の承認申請書のように様式自体は改正されていないけれども、記載要領のみが改正されているものもあります。

様式等は、国税庁のHP「申告・納税手続」コーナーで確認できます。

